平成 30 年度より個人住民税の特別徴収が徹底されます

一部自治体では、先行して平成 28 年度より段階的に特別徴収徹底の取り組みが進められていましたが、平成 30 年度から、原則として給与支払者である事業主すべてが特別徴収義務者として指定され、事業主が従業員の個人住民税を給与から差し引きして納付する特別徴収が徹底されます！

特別徴収の流れ

① 毎年 1 月 31 日までに、各市町村へ従業員の給与支払報告書を提出
（前年 1 月から 12 月までの所得に関して課税）

② 各市町村において個人市・府民税額を計算、通知
※所得税のように、給与支払者が税額を計算する必要はありません。

③ 特別徴収税額決定通知書は 2 部発送され、1 部は会社用、もう 1 部は従業員本人用通知書の一部（納税義務者用）は個人ごとに切り離し、従業員へ通知

④ ③に記載された税額を、毎月の給与から差し引いて徴収（6 月～翌 5 月までの毎月）

⑤ 徴収した税額を、翌月の 10 日までに各市町村に納付

（大阪府 HP より）

入社の従業員に関して

例：転職者の場合

一般的には、前職の会社を退職する際に、まだ支払っていないその年の住民税の残額を「一括徴収」にするか「普通徴収」にするかを選択しているはずです。

「一括徴収」の場合・・・その年の住民税はすでに払い終わっていますので、新たに給与から控除する必要はありません。

「普通徴収」の場合・・・入社後、すみやかに「普通徴収から特別徴収への変更依頼書」を従業員が居住する市町村に提出します。市町村より、新たな「納税通知書」が送られてきますので、そこに記載されている住民税額を毎月控除して納付することになります。

退職の従業員に関して

住民税のうち未払い分をどうするかは、退職者が選択できます。

本人が自分で市町村に納付する「普通徴収」か、残額を一括で給与や退職金から控除する「一括徴収」のどちらかですが、退職日が 1 月 1 日から 4 月 30 日までの場合は、原則的に「一括徴収」となります。

住民税の納付先である市町村には「特別徴収にかかる給与所得者移動届出書」を、退職日の翌月 10 日までに提出します。

異動届出書の提出が無い場合は、退職された方の住民税の納付先の市町村で税額の変更が行われず、納付に過不足が発生する場合がありますのでご注意ください。

（相川　奈津子）